

貸付金の特別償還・償還期間等の 変更を受付けます

希望される方は共済事務担当課に申請書の提出をお願いします。
「全部・一部繰上償還申請書」・「住宅（災害）貸付金償還期間等変更申出書」は、
[こちら](#)からダウンロードできます。

提出期限は所属所で異なります。
申請書を受領後、振込依頼書を送付しますので
期限までに振込みをお願いします。



繰上償還

償還方法	受付		提出期限（当組合必着）
	一部繰上償還	全部繰上償還	
毎月償還	毎月	毎月	毎月 5日
毎月・期末勤勉手当併用償還	6・12月 のみ		毎月 6日 （月）

住宅・災害貸付金償還期間等変更

住宅貸付や災害貸付を借受けている方は、6月・12月の年2回、償還期間の短縮や毎月・期末勤勉手当併用償還の割合を変更することができます。

提出期限：令和4年6月6日（月）（所属所の提出期限とは異なります。）



住宅借入金等特別控除を受けている方で、特別償還または償還期間の変更により償還期間が10年（120回）未満となった場合は、**特別控除の対象外**となるため「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」が発行されませんのでご注意ください。